

案

新しい時代の学びを支える学習環境の整備について

(答 申)

令和7年（2025年）11月

京田辺市学校教育審議会

目 次

はじめに

I	社会の変化と新しい時代の学び.....	2
1	社会の変化と学校教育	
	（1）I C Tの進展と急激に変化し続ける社会	
	（2）不登校や障がいのある児童生徒の増加	
	（3）少子高齢化、国際化と地域社会	
2	京田辺市における新しい時代の学びに向けた教育課題と対応	
	（1）京田辺市の教育課題	
	（2）教育課題への対応	
II	学校施設の現状と課題.....	7
1	学校施設の現状	
2	意見聴取の結果	
	（1）教員のアンケート結果	
	（2）児童生徒のアンケート結果	
	（3）意見聴取のまとめ	
3	学校施設の課題	
III	新しい時代の学びを支える学習環境の整備.....	18
1	国が示す新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方	
2	学習環境の整備に係る基本的な考え方	
	（1）多様な学びができる柔軟性のある学校	
	（2）ゆとりのある学校	
	（3）地域とともにある学校	
	（4）安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校	

むすびに

参考	新しい時代の学びを支える学習環境の整備	イメージ例		22
----	---------------------	-------	-------	----

はじめに

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）は、京田辺市教育委員会から令和7年(2025年)1月28日に諮問を受けた「新しい時代の学びを支える学習環境の整備について」の審議を行ってきた。

令和6年度(2024年度)は審議会を2回開催するとともに、多角な審議を進めるための視察を行った。先進事例として京都教育大学附属桃山小学校を訪問し、ICT等を活用して個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせた授業とそれができる学校施設について確認した。また、京田辺市立田辺中学校において既存施設や校内の様子、校内教育支援センターの取組について確認した。さらに、京田辺市教育支援センター「アイリス」の施設の状況と各学校との連携した取組について確認した。

令和7年度(2025年度)は、学校施設の課題を的確に把握することを目的に教員及び児童生徒を対象としたアンケートと教員ワークショップを実施した上で、5回の審議会を通じて、「新しい学びへの対応」「多様な背景や特性のある児童生徒への対応」「地域との連携」といった教育課題と生活・安全面に関して学校施設についての議論を進めた。

これまでの調査結果や議論を踏まえ、子どもたちがわくわくして毎日通いたくなる学校とはどのようなものを改めて考え、課題を整理した上で、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方について取りまとめ、このたび審議会として答申を行うものである。

I 社会の変化と新しい時代の学び

1 社会の変化と学校教育

(1) ICTの進展と急激に変化し続ける社会

近年、知識・情報・技術を基盤とする社会の変化は極めて速くなっている。AIの登場と普及はその速度をさらに加速させ、フェイクニュースやフィルターバブルといったデジタル化の負の側面も顕在化している。こうした中で、情報を適切に収集・判断・活用する能力（情報活用能力）を高めることは必要不可欠であり、変化を前向きに受け止めて自分の人生を主体的に舵取りする力の重要性は増している。

学校教育においても、情報活用能力の向上は大変重要なものとなっている。そのため、令和元年度(2019年度)に国が打ち出したGIGAスクール構想に基づき令和2年度(2020年度)には1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が前倒しで進められた。これによりICTを活用するデジタル学習基盤が整い、情報活用能力を育てる学びは格段に進めやすくなった。しかし、効果的な活用はまだ緒に就いたばかりであると言える。

今後はデジタルの利点を生かし、児童生徒一人ひとりの個別学習を推進するとともに、多様な価値観や意見を持つ子どもたちの対話や協働を促進するなど、デジタルの力でリアルな学びを支える視点が求められる。学校というリアルな学びの場とデジタル学習基盤を最大限に組み合わせて、自分に合った学び方や考え方を形成する教育をさらに展開していく必要がある。

(2) 不登校や障がいのある児童生徒の増加

近年、大きな課題の一つに、不登校の児童生徒が急増していることが挙げられる。国の調査によると、この10年間増加し続けており、令和5年度(2023年度)には過去最多の小中学生346,482人に達した。不登校の主な理由としては、学校生活への意欲低下が約3割、不安や抑うつが約2割、生活リズムの乱れが約2割である。

国は令和5年(2023年)3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(CO-COLOプラン)」を発表した。不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにする方針として、全ての児童生徒に学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援すること、学校の風土の見える化を通して学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることを掲げている。具体策としては、校内教育支援センターの設置促進、ICTを活用した心身の不調の早期発見、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等がある。

また、障がいのある児童生徒も増加が続いており、令和5年度(2023年度)は特別支援学級の児童生徒が372,795人、通級による指導を受けている児童生徒が198,343人と、いずれも過去最多であった。学校教育では、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す取組を進めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みの整備が求められている。国は、日常的な交流や共同学習の推進、合理的配慮の提供といった基礎的環境整備として、校内のバリアフリー化や障がいや特性に応じた教育機器・設備の整備を挙げている。

だれもが多様な他者の価値を尊重し、一人ひとりがその興味・関心に応じて自分の良さを伸ばせる学びが必要である。

(3) 少子高齢化、国際化と地域社会

少子高齢化が急速に進んでおり、令和6年度(2024年度)の総人口に占める15歳未満の割合は約11.2%、65歳以上は約29.3%である。今後もこの傾向は一層進むと見込まれている。加えて都市化と過疎化が同時に進行し、家族形態の変化や個人のライフスタイルの多様化を背景に、地域社会の活力や支え合いは希薄化している。また、交通手段の発達と低廉化により国際移動は年々拡大し、ICTの進展も相まって国際交流は盛んになった。世界の国々や地域が強く結びつき、互いに影響を及ぼす中で、日本の地域社会も多様化を受けて変化してきている。

学校は、これまで地元の地域社会と相互に関わり合い、地域コミュニティの核としての役割を果たしてきた歴史がある。しかし、先に述べた変化により「地域の学校」や「地域で育てる子ども」という考え方は次第に薄れてきている。急速に変化する社会にあって、子ども同士の関わりだけでなく、地域の多様な人々との関わりや多様な経験を重ねることが、子どもの成長にとっては大変重要である。教育は学校だけで完結するものではなく、家庭や地域との連携による学びの機会や交流の場がなければ、子どもの成長の可能性は狭まってしまう。

また、「人生100年時代」と言われるように、生涯学習の期間は延びている。地域で活動する人々にとって、学校が学びの拠点の一つとなるような関わり方が求められており、学校と地域が相互に求め合う関係を築く視点が重要である。

今後も多様な主体と関わり、豊かな人間形成を促進するには、地域との連携が不可欠である。

2 京田辺市における新しい時代の学びに向けた教育課題と対応

(1) 京田辺市の教育課題

社会の変化に伴い、学校教育にも変革が求められ、学びのスタイルには多様性が一層求められるようになってきている。新しい時代の学びに向けて、京田辺市が抱える教育課題は大きく次の3点である。

- ①新しい学びへの対応
- ②多様な背景や特性のある児童生徒への対応
- ③地域との連携

①新しい学びへの対応

令和2年度(2020年度)に1人1台端末と大規模通信ネットワークが整備されたことで、デジタル学習基盤は一定整い、授業への活用も進んでいる。しかし、多様な価値観や意見を持つ児童生徒が話し合いを通して、知識の概念的理解や思考力を深めるような、協働的な学びでの活用はまだ緒に就いたばかりである。国が掲げる「個別最適な学びと協働的な学びの一体的※な充実」に向けて、今後さらに取組を進める必要がある。

また、**情報モラルの育成はこれからも推進する必要があり、A I 等については学習での利活用が求められている。**I C Tの進展に合わせて継続的に内容を更新し、高めていくことが重要である。

※「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」とは

令和3年(2021年)1月に中央教育審議会が答申した「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」において目指すべき新しい時代の学校教育の姿として示された考えである。児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるようにするとともに、探求的な学習や体験活動などを通じて子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、様々な社会的な変化を乗り越え、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成するものとされる。

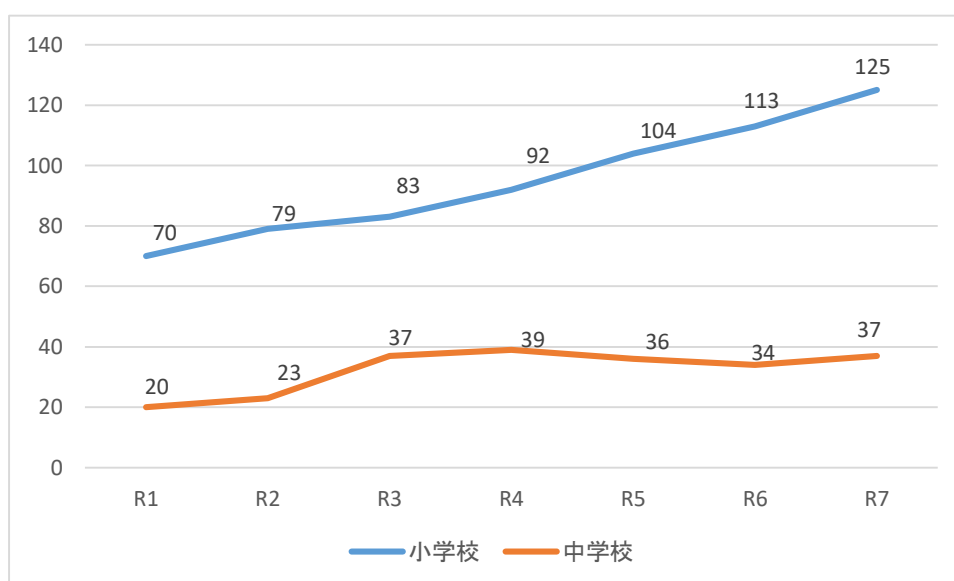
②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

不登校児童生徒は、全体として増加傾向にあるため、一人ひとりの状況に応じた支援を行う目的で、各学校に公認心理師を派遣し、スクールカウンセラーを配置している。令和5年度(2023年度)には、児童生徒の居場所であり教育相談機能を強化した「京田辺市教育支援センター「アイリス」」を開設した。また、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、学校内の落ち着いた空間で自分のペースで学習や生活ができる「校内教育支援センター」を、京都府教育委員会の事業指定を受けて2校に設置している。今後も、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、支援をさらに充実させる必要がある。

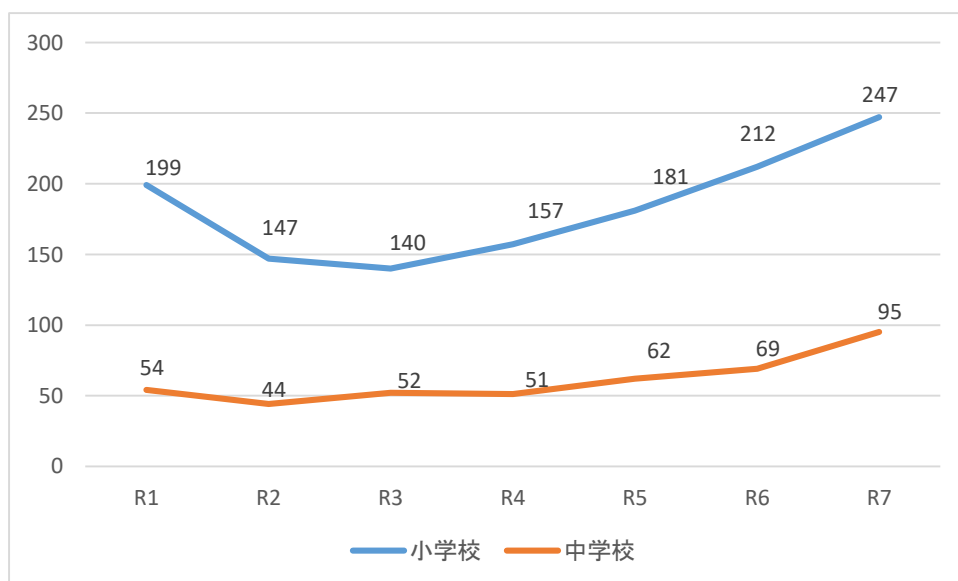
また、障がいのある児童生徒も増加している。全ての小中学校に特別支援学級が設置され、通級指導教室も整備されている。個別の支援が必要な児童生徒には個別指導が行われており、今後も引き続き合理的配慮の提供が求められる。

特別支援学級の児童生徒数の推移

(人)



通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (人)



③地域との連携

学校は地域コミュニティの核としての役割を果たし、**尊重されてきた歴史**があり、現在も学校と地域は相互に関わり合い、保護者をはじめ地域の方々の支えを受けて運営されている。

今後も**地域社会との交流**を一層促進し、多様な学びや交流できる機会を地域とともに創出する学校づくりを進める必要がある。

(2) 教育課題への対応

京田辺市では、社会の変化を捉えて令和5年(2023年)7月に見直した「京田辺市教育大綱」において、市として目指すべき教育の姿を示している。これに基づき、国や府の動向を踏まえて令和6年(2024年)3月に具体的施策を取りまとめた「京田辺市教育振興基本計画」により、各種の取組が実施されている。

しかし、これらの多くは教育内容に関するソフト面の取組であり、教育課題に十分対応するためには、小中学校の学校環境の整備についても、その現状と課題を明確にし、整備に係る基本的な考え方を示す必要がある。

Ⅱ 学校施設の現状と課題

1 学校施設の現状

京田辺市では、昭和40年代～50年代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立9小学校・3中学校の体制が成立した。これらの施設の多くは築後40年を超えており、耐震補強等が行われているものの老朽化が進んでいるため、長寿命化改修工事などの計画的な改修が必要である。

また、令和2年度(2020年度)に1人1台端末や大規模通信ネットワークが整備されるなど、新しい学びに向けた環境は一定整いつつあるが、**自分に合った学び方や考え方を形成するための多様な学び方を行うためには**、さらに学習環境の充実を図る必要がある。

【普通教室】

①教室配置・面積

戦後の児童生徒の急増期に量的確保の観点から、昭和25年(1950年)に示された鉄筋コンクリート造の標準設計（以下「標準設計」という。）を踏まえ、廊下に面して普通教室や特別教室を隙間なく配置した画一的な学校施設が数多く整備された。

京田辺市においても、整備された市立小中学校の全てが画一的な教室配置となっている。また、普通教室の面積も標準設計でモデルプランとされた63㎡（幅7メートル×長さ9メートル）と概ね同規模の64㎡～68㎡となっている。

なお、現在は、児童生徒の荷物収納ロッカーや掃除用具入れだけでなく、GIGAスクール構想によるタブレット保管庫と大型提示装置が導入されており、空間的余裕がない状況が多く教室で発生している。

②教室用机

小学校で使用されている教室用机は旧JIS規格（幅600mm×奥行400mm）であり、中学校で使用されている教室用机は新JIS規格（幅650mm×奥行450mm）である。タブレット端末や教科書、ノートなどを一度に机の上で広げることが難しいという課題がある。

③ICT環境

1人1台端末を配備するとともに大規模通信ネットワークを一体的に整備し、デジタル学習基盤を整えた。また、クラウド環境を有効に活用できるよう、授業支援のアプリを導入し、児童生徒と教員がタブレット端末で

図表や写真、動画を共有しながら授業を進める事ができるようになり、プリントの電子化やスタディ・ログの活用等を行えるようにしている。ほかにも学習用のA I 学習ドリルを試行導入し、自習を行いやすくしている。

④黒板

ほとんどの学校で、従来の黒板とチョークを使用している。なお、その粉末がタブレット端末等の故障の原因になるという指摘がある。令和5年度(2023年度)からの長寿命化工事にあわせて試行的にホワイトボードに交換した田辺小学校では、見やすく使いやすいとの意見があり、タブレット端末使用時に映像を写し出すなどI C Tを一層活用した学びも可能となっている。

⑤照明

平成28年(2016年)に締結された「水銀に関する水俣条約」によって令和9年(2027年)末までに蛍光灯の製造が禁止される。京田辺市では、長寿命化工事にあわせて、あるいは照明器具に不具合が生じた場合に、LED照明への交換を行っているが、大半の教室が蛍光灯のままである。

⑥空調設備

京田辺市では、平成24年(2012年)から平成26年(2014年)にかけて全ての普通教室と特別教室に空調設備を設置した(増築工事中であった三山木小学校は平成28年(2016年)に設置完了)。設置から10年以上が経過しており、更新時期が近づいてきている。

【特別教室等の諸室】

①教科別特別教室

普通教室以外に音楽室や理科室などの教科に供する特別教室がある。小学校では、全校で理科室、音楽室、家庭科室が整備されているが、教室不足により2校で図画工作室が確保できていない状況である。中学校では、全校で理科室、音楽室、家庭科室、美術室、技術室、コンピュータ室、進路資料・指導室が整備されている

②図書室

全ての小学校、中学校で設置されている。学校司書が配置されて、図書の配架は大きく改善されている。

【屋内運動場等（体育館等）】

全ての小学校、中学校に整備されている。なお、令和7年度(2025年度)中に全ての屋内運動場等に空調設備が設置される予定である。

【その他設備】

①トイレ

家庭では洋式トイレが一般的になっているが、小中学校のトイレは、洋式化率が76.1%となっている。

②バリアフリー設備

令和2年(2020年)の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正により、小中学校施設についても建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務が課せられ、整備が進んだ。小中学校施設のバリアフリー化の状況は、スロープ等による段差解消が100%となっているほか、バリアフリースイッチ及びエレベーターの設置率はともに83.3%（いずれも校舎）となっている。

③教育支援センター、校内教育支援センター

京田辺市教育支援センター「アイリス」は、不登校の未然防止、不登校児童生徒及びその保護者や特別な支援を必要とする児童生徒等及びその保護者へ支援するために令和5年(2023年)8月にJR京田辺駅付近のCIKビル（商工会館）内に開設された。教育相談は年々増加しており、発達検査機能についても充実させている。

また、校内教育支援センターは、京都府の研究指定（令和5年度～令和7年度）を受けて人員を配置し、田辺中学校と三山木小学校で試行設置されており、不登校児童生徒や教室にすぐには入りづらい児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒等の支援の場となっている。設置校では、不登校児童生徒数が減少し、成果が上がっている。

④プール

全ての小学校にプール施設が整備されている。水泳授業については、これまで敷地内のプール施設で実施されていたが、屋外施設のため天候や気温に左右され授業時間数の確保が困難となり、清掃や維持管理が教職員の負担となっていたことから、令和6年度(2024年度)より民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施する形に変更された。今後、廃止する施設となっている。

2 意見聴取の結果

京田辺市の学校施設の課題をよりの確に把握することを目的に、日常的に学校施設を使用している教員及び児童生徒にアンケートと意見聴取を行った。

(1) 教員のアンケート結果

現場の教員が、新しい時代の学びをどのように捉え、実践しているか、また、推進するための学校施設についてどのように考えているかを把握するため、4項目のアンケートを実施した。主な結果は以下のとおりである。

- ①新しい時代の学びを支える学習環境の整備
- ②多様な背景や特性のある児童生徒への対応
- ③地域との連携
- ④生活・安全面

①新しい時代の学びを支える学習環境の整備

○質問 これからの公立学校の学習において特に重点を置くべきこと

小中学校の半数近くの教員が、「学力の向上」と「コミュニケーション能力の向上」を重要と挙げた。併せて「特別支援教育の充実」や「不登校対策」も上位に挙がっている。また、小学校では「少人数教育の実施」を重視する傾向が、中学校では「キャリア教育」を重視する傾向が見られた。

○質問 新しい時代の学びを支える学習環境の実現に必要なこと

小中学校の多くの教員が、「教育内容を時代に合わせて充実させること」、「教員の積極的な研修の実施」、「教員や支援員の増員」、そして「事務の見直しによる教員の負担軽減」を挙げた。また、家庭での教育力向上を求める意見もあり、全体としてはソフト面の対策が大半を占めた。ハード面では、学校施設や設備の老朽化が指摘されており、早期の更新が必要だという意見があった。

○質問 協働的な学びを組みこんだ授業で重視して取り組むもの

小中学校ともに、「他者と共に問題の発見や解決に挑む等の学習活動の設定」が最も重視されている傾向が見られた。次に多く見られたのは、小学校では「児童一人ひとりの意見や考え等をグループや全体で共有し、比較する学習活動の設定」、中学校では「多様な意見を共有しつつ合意形成を図る学習活動の設定」であった。

○質問 柔軟で創造的な学習空間の実現に向けた設備

可動式の間仕切りがある普通教室やホワイトボード、タブレットや教科書を置ける広めの天板を持つ机、さらに対話や授業に活用できる机・椅子が整備された図書室については、肯定的な意見が多くあった。

○質問 特別教室等について、各諸室で教育活動を行う上での課題

体育館については、段差が多いこと、備え付けトイレが汚いこと、体育備品の収納スペースが不足していること、そして大型モニター等のＩＣＴ機器を設置してほしいという意見があった。また、学年単位での授業ができる場所は体育館しかなく、ほかにも学年全員が入れる大教室や多目的室が必要だという意見もあった。

１人１台端末の導入に伴い、小学校では視聴覚室がほとんど使われなくなり、中学校ではＰＣルームが情報の授業時のみ利用されるようになった。これらのスペースをアクティブラーニングルームやメディアルームに転換してはどうか、という提案があった。

保健室については、体調不良で休んでいる児童生徒がいる場で悩み相談を受けるのは難しい、という意見があった。

小中学校ともに、職員室が手狭で古いという意見が多く、電子掲示板等のＩＣＴ機器の導入が十分ではないことや、小規模な会議ができる部屋がないことへの意見があった。

また、ＩＣＴ機器や最新器具の導入よりも先に、学習の基本である机を天板の広いものにしたり椅子をきれいで使いやすいものにしてほしい、という意見があった。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

○質問 落ち着くための設備のアイデア

教室近くや廊下の隅に、落ち着いて過ごせるクールダウンスペースや読書コーナーを設けてほしいという意見があった。床は畳等の柔らかい素材を用い、パーテーションで仕切った居心地のよい空間にバランスボールの椅子を置いてはどうかといった意見もあった。

また、保健室とは別に、相談室を設けてほしいことや、異学年が自然に交流できる多目的室など、スペースの確保を求める意見もあった。

③地域との連携

○質問 学校の教育力向上に向けて地域との協力関係で将来置くべき重点

小中学校ともに、「ゲストティーチャーの導入・活用」を重視する意見が多く出された。地域との連携を進める上で必要な施設・設備について尋ねたところ、学年単位で利用でき、ゲストティーチャーの授業にも対応できる多目的室や、ゲストティーチャーやボランティアの待機スペースといった意見があった。

④生活・安全面

○質問 学校の普通教室や設備について困っていること

教科書等を学校に置いておく時代になったことから、児童生徒の収納スペースが不足している。また、ロッカーが狭い、教室自体が手狭だといった意見が寄せられた。加えて、机や椅子も児童生徒の体格に合わせて調整ができないため、不便を感じているという意見があった。

設備面では、トイレが古く、洋式便器が少ないところがあること、照明が暗く、臭気があるなど、家庭のトイレとかけ離れた環境に対する不満が非常に多く挙げられた。また、手洗い場も教室数に比べて不足しており、利便性の向上に向けた増設等の意見があった。廊下の電気が少ないところもあり、天候が良くない日は暗いと感じることがあるという意見もあった。

(2) 児童生徒のアンケート結果

学校は、児童生徒が日中の多くを過ごす場であり、快適な生活空間として整備することが必要である。そこで、学校の良いところや改善すべき点についてアンケートを実施した。主な結果は以下のとおりである。

・生活安全面（教室、図書室、特別教室、その他施設、プール）

○質問 普通教室の良さ・悪さについて

「悪い・やや悪い」を選択した項目の上位に、床のきれいさがあり、小中学生の約3割が選択した。また、荷物を置く場所の広さも上位にあり、中学生の約半数、小学生の2割弱が選択した。そして、小学生は机、椅子の使いやすさを、中学生は暑さ・寒さ等の過ごしやすさを挙げていた。

その主な理由として、小学生では、教室が古く、汚れていて、床を掃除してもきれいにならないこと、荷物を置く場所が足りず、教室内を歩きにくいこと、机や椅子のガタつきや落書き、穴、動かすときのきしみなどが挙げられた。中学生では、教室が狭くて物を置く場所がないため歩きにくいこと、床が汚れていること、扇風機が古く、エアコンがすぐに効かないことなどが挙げられた。

○質問 学校全体の設備の良さ・悪さについて

トイレの使いやすさ・きれいさについて、「悪い」との指摘が非常に多く寄せられた。また、水回り関係でも、手洗い場の数が少なく、使い勝手が悪いといった不満が多く見られた。

○質問 あったらよいものについて

小学生では、第一にみんなで遊べる、雨天でも利用できる室内の遊び場や運動ができるスペースを求める意見が多かった。次に、リラックスできる休憩室や、落ち着いて座ったり横になったりできるスペース、遊具を希望する意見があった。

中学生では、第一に自習室や読書室を望む意見が多かった。次に、室内で体を動かせるミニ体育館やトレーニングルーム、また静かに休めるスペースが欲しいという意見があった。

(3) 意見聴取のまとめ

教員と児童生徒からのアンケート結果を踏まえ、京田辺市立小中学校における新しい時代の学びや授業づくりを推進するために必要な学校施設・設備に関する意見を、重点的に整理する目的で教員ワークショップを開催した。主な結果は以下のとおりである。

- ①新しい時代の学びを支える学習環境の整備
- ②多様な背景や特性のある児童生徒への対応
- ③その他

①新しい時代の学びを支える学習環境の整備

○新しい学びの実践と今後

各学校では、学級活動や総合的な学習の時間を活用し、新しい時代の学びを実践しており、対話や深い学びを重視している。なお、小学校では、当初に教員が課題を提示してそれにどう取り組むかを学ぶ形式が多く行われているが、小学4年生にもなると児童同士で話し合いながら学習を進めるなど、いくつかの方法を取り入れるようになる。話し合いは4～5人のグループ単位で行われており、タブレットの導入により情報共有が容易になった一方で、ノートなどの紙媒体も併用して授業を進めている。

インターネットを介して他校と連携する授業の事例もあり、今後さらに広がると考えられる。また、同じ学年を複数の教室にしながらICTを活用して合同で授業する考えも示唆された。

新たな時代の学びの推進には、施設整備に加えて人的な面を充実させることが大きく、教職員研修の実施を望む声が多く寄せられた。併せて、専科教員を配置するための仕組みを整えてほしいという意見があった。

○教室空間

協働的な学び等を行うには、今よりも広い教室空間が必要である。しかし、教室全体の改築は、空間確保や財源面から困難が想定される。そこで、

学校側の工夫で対応できるよう、協働学習に適した設備を備えた多目的室を校内に整備し、まずは活用できる体制を整えることが必要である。

また、既存の普通教室の実空間を有効に使うため、ロッカーなどの大型備品は教室外に移設するなど、配置の見直しを検討する必要がある。

○ホワイトボード

普通教室へのホワイトボード導入について、導入した学校からは非常に肯定的な意見が寄せられており、検討する必要がある。また、多目的室に各班が使用できるホワイトボードやモニターを設置すれば、班内での情報共有が一層容易になるとの意見もあった。

○コマ付きで天板が大きい机

机の上には、タブレット、教科書、ノート、筆箱等を同時に置くスペースがなく、天板が広い机が求められる。しかし、児童生徒数とのバランスや教室の広さには制約があるため、単に大きな机を導入するだけでは対応できないという問題がある。そのため、必要に応じて天板を拡張できる機能持つ机や、話し合いに活用しやすいコマ付きの机を導入する、といった対応が望ましい。

○図書室

学年全体での調べ学習や班活動の際に、対話や情報交換ができるスペースを確保した図書室（ラーニング・コモンズ）の整備が必要である。それに伴い、ＩＣＴ機器の整備・導入も求められる。また、司書との連携を一層強化することが望ましい。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

○保健室

主に体調不良の子どもに対応しているが、悩みを聞いてほしいと頼ってくる子どもの対応も行っており、これらが重なると対応が困難になる。保健室とは別に、悩み相談に対応できる別室（相談室）を設置する必要がある。

○心を落ち着かせるための部屋

教室に入れず、心を落ち着ける必要がある子どもが増加しているため、落ち着ける小部屋の設置が求められる。

○校内教育支援センター

校内支援センターは不登校児童生徒の減少という確かな成果を挙げており、部屋を整備し、対応できる人員を配置した上で、他校にも展開する

必要がある。ただし、設置場所や動線には十分に配慮することが重要である。

③その他

○児童生徒の収納スペース

現在の教室備え付けロッカーは収納量が不足しているため、ロッカーを拡張するか、別に専用のロッカールームを設置する必要がある。なお、別に設置する場合は、設置場所の確保と防犯対策が課題となる。

○特別教室

特別教室は、学習に使用する備品や設備が多くあり、普通教室で代替することは困難である。今後も、専用教室として、小学校では、理科室、音楽室、家庭科室、図画工作室を、中学校では、理科室、音楽室、家庭科室、美術室、技術室、進路資料・指導室を配置し、維持する必要がある。一方、視聴覚室やP Cルームは見直しする余地があり、多目的室として再編し活用することが望ましい。

○学年全体が入る空間

新たな学びを推進する上でも、地域と連携して外部講師による授業を行う上でも、学年単位で利用できる学習空間が必要である。

○体育館

児童生徒の動きを正確に把握し、授業で効果的に活用するためには、スクリーンやモニターなどのI C T機器が必要である。これらは視覚的な情報提示や動作の記録・再生を通じて、学習の振り返りや指導の改善に役立つものである。

○更衣室

昨今、**プライバシー確保**の意識は高まってきており、更衣室の設置は必要である。

○職員室

I C T機器を導入し、教員間での情報共有が容易になることはもちろん、多様な勤務形態の教員がいても一人一台の執務スペースを確保できる職員室が必要である。

○会議室

オンライン会議等を円滑に行える設備の整った会議室が必要である。

3 学校施設の課題

学校施設の現状と教員や児童生徒からの意見聴取の結果を踏まえると、新しい時代の学びを推進する上で、学校施設には次の課題があると考ええる。

①新しい学びへの対応

- ・普通教室はデジタル機器や設備が増えたことで狭くなっている実情がある。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、児童生徒が話し合いを容易に行え、多様な学び方に対応できる柔軟で多目的な空間が必要である。また、デジタル学習基盤を最大限に活用できる学習環境が必要である。
- ・A I や I C T の進展は急速であり、整備したデジタル学習基盤も計画的に更新しなければ、瞬く間に時代遅れになってしまう。導入後の維持・更新の仕組みを前提にした整備が必要である。

②多様な背景や特性のある児童生徒への対応

- ・教室の内外に、静かに落ち着いて過ごせるスペースがほとんどなく、親しみやすい空間、居心地の良い空間の整備が必要である。また、屋外も、ゆっくりできるスペースがほとんどなく、校内の自然を活用し、憩いの場が必要である。
- ・不登校には至らないものの、教室に入りにくさを感じる児童生徒や欠席がちな児童生徒に対しては、これまで以上に支援が必要であり、多様な学び方の提供が求められる。
- ・保健室は、本来は体調不良の児童生徒のケアを行う部屋であるにも関わらず、悩み相談があった場合、保健室以外に対応できるスペースが十分に確保されていないため、スタッフの配置と併せて、悩み相談に対応ができるスペースの確保が必要である。

③地域との連携

- ・地域の多様な人材の協力を得て、多様な価値観に触れ、視野を広げたり、社会の創り手としての発想につなげる学習機会を設ける必要がある。しかし、それらの学習を行うための児童生徒を学年単位で収容でき授業できる空間が十分でない。
- ・交流を拡大すると不特定多数の参加を招くため、安全確保などセキュリティ面の対策を検討する必要がある。
- ・学校内の空間や施設には限りがある。

- ・保護者以外の地域住民や関係者が気軽に学校の活動を見学・参画できる場が少ない。
- ・学校は、災害時の避難所に指定されており、長期間、体育館が避難所となると学習活動に支障が生じる。児童生徒が学習を継続できるよう検討が必要である。

④生活・安全面

- ・学校は児童生徒が日中の多くの時間を過ごす生活の場であり、健康と安全の確保は今後も継続して求められる。
- ・多くの学校は40年以上を経過して、古くなっており、また設備は故障してから入れ替えを行う等の対応がみられる。予防的な観点に立った計画的な更新が十分に行われていない。特に、空調や照明といった学校運営に不可欠な設備については、切れ目のない計画的・継続的な更新が望ましい。
- ・トイレは洋式化を進めているものの、「暗い・汚い・臭い」との認識が根強く、児童生徒や教職員から不満の声が多く寄せられている。水回り設備も古く、きれいで使いやすい環境に整備していく必要がある。
- ・更衣室がほとんど整備されておらず、現状では空き教室などで対応していることは大きな課題である。
- ・バリアフリー化を進めてきた一方で、段差の残る学校施設もあり、さらなる改善が必要である。
- ・児童生徒の安全を高めるための設備整備は極めて重要であり、社会全体の意識の高まりにも留意しつつ、計画的に対応することが望ましい。特に防犯カメラを校内に導入する学校は増加してきており、京田辺市も児童生徒のプライバシーに最大限配慮した上で、検討が必要である。
- ・教職員が研修や会議等に使える会議室が不足しており、設備・スペースの確保が課題である。

Ⅲ 新しい時代の学びを支える学習環境の整備

1 国が示す新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

国が示す学校施設の在り方については、文部科学省に設置された「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」で議論され、令和4年(2022年)3月の最終報告「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について～「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する～」にまとめられている。

報告書では「社会情勢は劇的に変化しており、A I等の先端技術が高度化し、あらゆる産業、社会生活に取り入れられ、これまでとは「非連続」といえるほどに変わる状況である。また、少子化の進行により、教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じてきている。このような中で、学校教育は、学習指導要領の着実な実施と持続的で魅力ある学校教育の実現が必要である」と指摘している。そして、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新たな学校施設の在り方が必要であるとしている。そのためのキーコンセプトが“Schools for the Future”であり、次の方向性が示されている。

“Schools for the Future” 「未来思考」の視点

- ①学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ②教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
- ③紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し、多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
- ④どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

京田辺市の学校施設について、新たな時代の学びを支える学習環境の整備を検討する上で重要な視点を提供してくれており、審議会における議論においても活用した。

2 学習環境の整備に係る基本的な考え方

京田辺市の学校施設における教育課題への対応と、児童生徒の生活・安全面の充実を図り、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方を、次の4つの柱でまとめた。

- ・多様な学びができる柔軟性のある学校
- ・ゆとりのある学校
- ・地域とともにある学校
- ・安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校

(1) 多様な学びができる柔軟性のある学校

I C Tを活用した学習やリアルな体験を通して学ぶ学習、休憩すること等も含めて多様な学びのスタイルの中から、児童生徒が自分に合った学び方を選ぶよう、柔軟に対応できる設備を備えた学校。

【対応】

タブレット端末が1人1台整備されたことで場所を問わず学習できる環境が整いつつある。一方で、知識の概念的理解や思考力、判断力、表現力等を育むには、他者との対話を通じた学びが有効であるため、I C Tを活用しつつ、対話が生まれやすい学習環境の整備を行うこと。また、多様な学び方に対応できるよう、学校側で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等の整備を行うこと。加えて、普通教室の学習空間についても、柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行い、将来的には現在よりも動きやすい広い空間となるための整備を行うこと。

なお、特別教室については、実験や体験が伴うことから、今後も準備室を含めて維持することとし、設備についても定期的な更新を行うようにすること。

(2) ゆとりのある学校

子どもも教員も地域の人も「行きたくなる」ような、わくわく感やゆったりとした余裕のある空間、自然に触れ合いながら交流できる場、リラックスできる工夫が施された居心地の良い学校。

【対応】

特定の者に限らず誰もが居心地よく過ごせる場や、心が落ち着きほっとできる空間を学校施設に複数箇所で開催を行うこと。また、友達と安心して過

ごせる場や、自分のペースで学べる個別の学習スペースについても検討を行うこと。

（３）地域とともにある学校

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点としての役割を果たす学校。

【対応】

地域とともにある学校施設として、教員以外の人材の活用を行いやすいよう地域の方の活動場所の整備を行うこと。さらに、学校外での学習機会を広げ、民間施設や地域施設を活用した学習ができるよう体制づくりの検討を行うこと。

また、学校は指定避難所となっている施設であり、災害時における児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用の工夫等の検討を行うこと。

（４）安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校

安全が確保され、生活環境が充実した、計画的な設備更新と維持管理が行われる学校。

【対応】

児童生徒の安全確保と生活環境の向上に向けて、教室の空調設備の更新、照明のＬＥＤ化、バリアフリー化の推進、トイレ環境の向上、防犯設備の充実に向けた整備を行うこと。また、教員用の会議室は職員室と別に設置できるよう検討すること。

学校の美化や維持・向上に児童生徒が関わる仕組みも検討すること。さらに、管理面では民間の活力を活用し、効率的な運営・維持管理を進めること。

むすびに

本答申は、新しい時代の学びに向けて良好な学習環境の整備に必要な考え方を、今後２０年を見据えて提言するものである。

社会の変化はめまぐるしく、多様なニーズが求められるため、こうした社会で活躍する人材を育成するには、可能な限り早期に環境整備を行っていく必要がある。また、ＡＩやＩＣＴの進展にも常に留意することとし、必要な設備等があれば、随時、導入・更新していく姿勢が求められる。

しかしながら、財源等の制約もある中で、学習環境の整備を着実に進めていくには、学校施設の長寿命化とも合わせて計画的に進めていくことが必要である。

審議を通じて、改めて認識したのは、学校教育の本質は、やはり、教員と児童生徒の関係が最重要であり、教員の授業内容がその多くを占める。京田辺市において新たな学びを推進するには、学習環境の整備だけでなく、教職員への研修等についても充実させていくことが必要である。また、多様な背景や特性のある児童生徒に対応するには、学びの場の整備とともに寄り添う人の配置が欠かせない。そして、学校をより良きものとしていくには、その主役である児童生徒たちの関わりを深めることが必要であり、学校を担う当事者の一員として意見を聴きながら、各種の取組を進めていくことが必要である。さらに、学校教育だけでなく、地域や社会教育分野との連携を深めることが、各取組の効果を高める上で大変重要である。これまで学校教育を支えてくれている保護者や地域の関係者・関係組織とは、今後も一層連携して取組を進めることが望まれる。

最後に、審議にご協力いただいた関係者の皆様には厚く御礼を申し上げるとともに、教育委員会には、本答申を十分に検討してもらい、計画を策定の上、「一人一人が輝く京田辺っ子の育成」に向けた環境整備に取り組まれることを期待する。

新しい時代の学びを支える学習環境の整備 イメージ例

○多様な学びができる柔軟性のある学校

- ・児童生徒同士の対話を行いやすいよう通路等のスペースが十分にある普通教室となるようロッカー等を教室外へ再配置
- ・I C T機器の活用と協働学習に対応した必要に応じて拡張できないしは広い机と機能面に配慮された椅子
- ・多目的な活動に使えるオープンスペース。なお、学びの規模に応じて、場内を仕切ることができ、2～3学級が入れる空間であることが望ましい。プール跡地を含めて学校全体を学びの場として検討すること。
- ・コンピュータ教室と連携し、話し合いを行いやすい机や椅子が整備された図書室（ラーニング・コモンズ）
- ・教員だけでなく班活動でも活用できるホワイトボード
- ・最新の電子機器やプログラミング等ができる高性能なパソコン
- ・タブレットを活用できるよう体育館に大型モニター
- ・自習ができる空間
- ・インターネットを活用して遠隔交流できる部屋

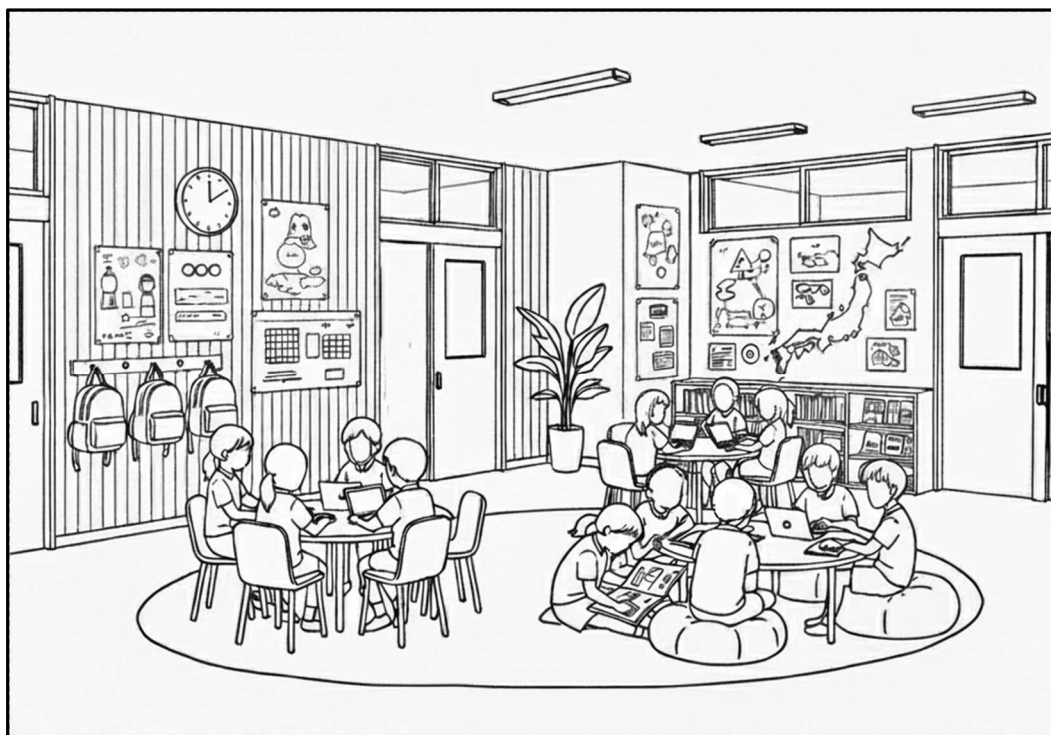
(イメージ図)



○ゆとりのある学校

- ・話し合いができ、自習もでき、ゆったりできる図書室（ラーニング・コモンズ）（再掲）
- ・利用許可の不要な休憩場所であり、自由に過ごせるスペース（学習やそれ以外にも使える場所）
- ・広いスペース
- ・教室内に落ち着ける畳の空間や教室付近にデンやアルコーブといったくぼみ
- ・各所にベンチや身体を動かせる遊具・器具
- ・悩みを相談できるプライバシーが守られる部屋（医療的ケアも行える小部屋）
- ・学校内のもう一つの居場所となる校内教育支援センター（学校の教室らしさがない雰囲気、備品整備や人の配置も含めて）
- ・グラウンドに人工芝

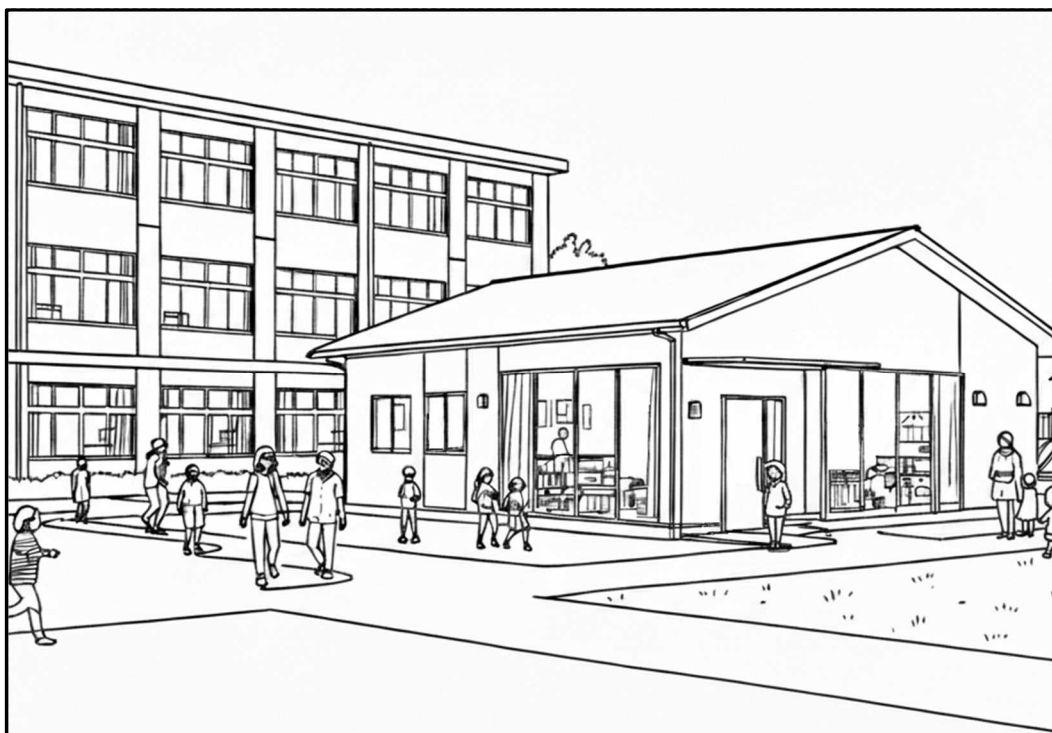
（イメージ図）



○地域とともにある学校

- ・地域の方が講師となって講演・活動できる多目的な活動に使えるオープンスペース（再掲）
- ・地域の方やボランティアの方が集える休憩室やコミュニティセンターのような施設で児童生徒も交流できる場
- ・サテライト校外学習施設
- ・気楽に作品などを鑑賞できる空間（壁面ディスプレイ）
- ・地域の避難場所として使える空調を備えた大きな屋内空間

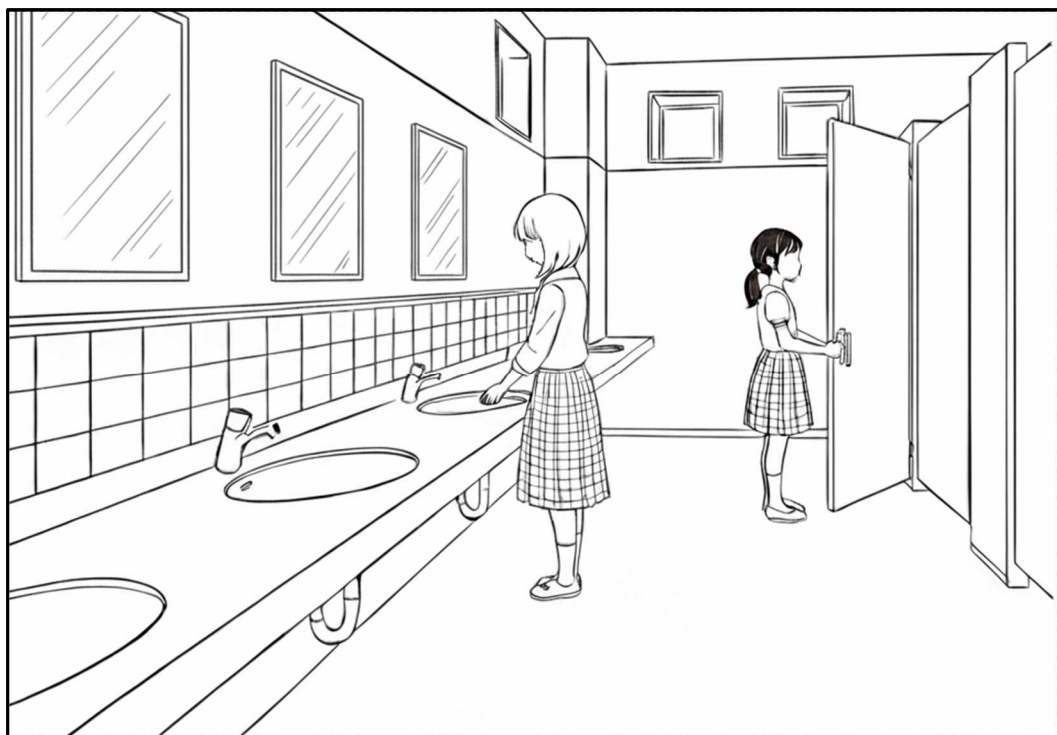
（イメージ図）



○安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校

- ・リニューアルされたきれいなトイレ
- ・きれいな手洗い場
- ・きれいな床
- ・ロッカー機能を備えた更衣室
- ・快適な室温を保つため計画的に更新される空調設備
- ・LED照明
- ・防犯カメラ
- ・段差を解消する設備や施設改修
- ・オンライン会議もできる会議室

(イメージ図)



参考資料 1 諮問書

京 教 総 第 3 5 8 号
令和 7 年（2025 年）1 月 2 8 日

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会

諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、次のことについて
ご審議いただきたく諮問いたします。

1 諮問事項

新しい時代の学びを支える学習環境の整備について

2 諮問理由

近年、GIGAスクール構想による 1 人 1 台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるだけでなく、個別学習やグループ学習を行うなど学びのスタイルが多様化しています。

しかしながら、学校施設においては、児童生徒の急増期における量的確保の観点から、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な教室配置となっています。

また、特別支援学級に在籍又は通級指導を受ける児童生徒や不登校児童生徒は増加傾向にあり、これら多様な児童生徒への対応も求められています。

貴審議会におかれましては、今後、学びのスタイルが多様に変容していく中、教室そのものを含め、新たな時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方について、ご審議いただきたく諮問します。

参考資料 2 審議経過

1. 京田辺市学校教育審議会

回	開催日	議事内容
令和6年度 第5回	令和7年 1月28日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第1回】 ・新しい時代の学びを支える学習環境の整備について ・学校視察及び審議スケジュールについて
令和6年度 第6回	令和7年 3月18日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第2回】 ・視察の報告について ・ワークショップ「学校施設・設備の課題や対策」 ・意見聴取について
令和7年度 第1回	令和7年 7月8日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第3回】 ・「新しい時代の学びを支える学習環境の整備について」の状況報告
令和7年度 第2回	令和7年 7月31日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第4回】 ・意見聴取の報告 ・新しい時代の学びを支える学習環境の整備に向けて
令和7年度 第3回	令和7年 9月1日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第5回】 ・前回の発表とふりかえり結果 ・意見の整理 ・答申目次
令和7年度 第4回	令和7年 10月7日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第6回】 ・答申素案について

回	開催日	議事内容
令和7年度 第5回	令和7年 11月4日	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について 【第7回】 ・答申案について

2. 児童生徒、教員への意見聴取

対象者	開催日	内容
小学生4～6年生 中学生1～3年生	令和7年 5月1日～ 5月20日	学校施設のハード整備に係る基本的な考え方を審議するための重要な基礎資料として活用するため、学校のよいところや直したほうがよいところについて、アンケート調査を実施した。
小中学校教員	令和7年 5月1日～ 5月20日	学校施設のハード整備に係る基本的な考え方を審議するための重要な基礎資料として活用するため、新しい時代の学びをどう捉えて実践しているのか、それを推進するための学校施設・整備について、アンケート調査を実施した。
小中学校教員	令和7年 6月13日 6月16日	京田辺市立小中学校における新しい時代の学び、授業作りを推進するために必要となる学校施設・設備について、明らかにするため、先に実施したアンケート結果を基に、新しい時代の学びを支えるための学校施設整備に向けて意見を重点化整理するため、ワークショップを開催した。

参考資料 3 委員名簿

(令和6年6月29日から令和7年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村井 敦雄	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	塩田 源志	PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	今村 京子	PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	浅山 貴宏	
公募による委員	浦田 ヒロ子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

(令和7年6月29日から)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	小長谷 直樹	京都教育大学教授
地域を代表する者	関 守	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	吉田 美世子	PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	久保 望美	PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立三山木小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	浦田 ヒロ子	
公募による委員	津熊 加与子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師